

これまでに委員からいただいた主な意見

平成22年2月16日
内閣官房
知的財産戦略推進事務局

アクセスコントロールについて

○全般について

- ・ アクセスコントロールの規制について著作物からのアプローチと不正な競争を防止する観点からのアプローチがあり、どちらのアプローチを取るかで大きく分かれる。著作物の保護とすべき。
- ・ インターネット上で配信をする際には無数にコピーが発生している。従って、コピーによる管理は無理。今後、課金は実際の利用時にすべき。
- ・ アクセス権の設定を前提とすることとしないことの違いを明確にするべき。
- ・ WIPO条約に関して、日本はアクセスコントロールについて支分権が無いからアクセスコントロールの保護できないとしていた。しかし欧米ではアクセス権を規定していないが、著作物を保護する観点からアクセスコントロールを規定している。
- ・ DVDのCSSは複製の防止のため導入されているが、実態としてアクセスを規制している。コピーをしたら画像を見ることができないのがアクセスコントロールでコピーをすると画像がゆがむのがコピーコントロールではあるが、両者を分けることに違和感を感じる。

○「のみ」要件について

- ・ 立法当時異なる用途が含まれているものを押さえることは問題として「のみ」要件を設けたと理解。ただし、現在、「のみ」要件があるとほとんどが規制を逃れてしまう。

○回避行為そのものの規制について

- ・ 川下の規制も必要ではないか。ネットで配信する場合、送信側だけでは押さえられない。受信側についても規制が必要。
- ・ 著作権に近い部分を押さえるべき。回避を助長する行為等についても行為規制を行うべき。
- ・ ネット利用者間では自由が基本。アクセスコントロールの規制に反対の人たちを納得させることも必要。ダウンロードの違法化の際も強い反対があった。規制の導入に当たっては、技術発展を阻害させないこと、弱者への配慮、フェアユース規定等にも配慮する必要がある。
- ・ アクセスコントロール規制をかける側の妥当性についてのチェックも必要。

プロバイダの責任の在り方について

○全般について

- ・ プロバイダの責任の在り方について何法で規定するか。著作権法で規定する場合、プライバシーや名誉毀損は除外されることとなる。

- ・ 仮に著作権法で規定する場合に、著作権の侵害だけ特別扱いすることについて説明ができるか。
- ・ 侵害対策措置を規定する際に、電気通信事業法は馴染まないのではないか。
- ・ 権利者・プロバイダによる自発的協力体制が望ましいのではないか。
- ・ プロバイダ責任制限法は、民法の不法行為をプロバイダに当てはめて明確化したのみで何も規定していない。立法当時からの社会状況の変化を踏まえて、同法の規定で足りるのか、一步進んだ義務が必要なのかという議論。

○プロバイダの侵害対策措置について

- ・ コストが権利者からプロバイダに単純移転しても社会的コストは減らないのではないか。
- ・ 標準的技術の採用により、権利者とプロバイダの双方にとってコストが少なくて済むのなら、社会的コストが減ると言えるのではないか。
- ・ 社会的コストが減ることについて、数値的な根拠が必要ではないか。標準的技術手段については、ネットワークへの負荷も考慮されるべきではないか。
- ・ 米 DMCA で規定される、産業間で合意された「標準的技術」について、米国で該当技術は存在しないと理解。しかし、これは立法時に広く規定せざるを得なかったためであり、現在であれば、フィンガープリント等具体的技術に絞って議論が可能ではないか。
- ・ 現在の状況を解決できる標準的技術が存在するのか、どんな技術があり得るかを議論するべき。
- ・ 標準的技術について、外国で機能していないのなら、日本に持ってくるのは難しいのではないか。
- ・ 新たな技術に対応するために、法は技術に対して中立的であるべき。標準的技術を規定するよりも、権利者・プロバイダ間の自発的協力が望ましい。
- ・ プロバイダは中立的であるべきであり、監視義務を負うべきでない。EU も一般的監視義務ない旨を規定。米国も同じ考え。
- ・ 接続プロバイダはともかく、経済的利益を得る動画共有サイトが監視義務を負うことは必要ではないか。動画共有サイトを発信者と見る判例も存在。
- ・ 米国では導管プロバイダとホスティングプロバイダを区別している。このような区別が必要ではないか。
- ・ プロバイダ全般でなく、例えば動画共有サイトの中の問題部分を切り出して議論すべき。プロバイダ全般を対象とすると、柔軟な規定になりすぎて効果が期待できない。
- ・ 問題が大手以外の零細なプロバイダなのであれば、それに対応するよう制度を調整していくべき。
- ・ 極端な例では、法や判決にさえ従わない者が存在。エンフォースメントの限界という別レベルの問題があることに留意。

○迅速な削除について

- ・ 削除を行う際にプロバイダにリスクが残るとのことだが、著作権侵害と信ずるに足る場合は発信者との関係で削除してもリスクは無いし、契約約款で明記されている以上リスクは無い。
- ・ プロバイダ責任制限法において、プロバイダと権利者との関係は明確に規定されているが、プロバイダと発信者の関係は不明確なのではないか。

- ・ 3条1項と2項の関係について、2項は発信者との関係であり、善行を奨励しリスクをなくすために主観的に広く規定している。
- ・ 3条2項を満たしたら必ず削除しなければならず、権利者との関係で7日間待たなければいけないというわけではない。
- ・ 明らかな侵害の場合、誠実なプロバイダは、7日間（3条2項2号）待たずに、3条2項1号に基づいて直ちに削除していると認識。
- ・ プロバイダの判断リスクをなくし、米国型のように「これをしたら確実に免責」とし、発信者・権利者間の争いにしてほしいという声がある。
- ・ 「確実に免責」としていない点は問題でないと認識。線引きが難しいので、個別具体的に判断するのが現実的ではないか。
- ・ 日本法で「削除すれば免責」が認められるか疑問。担保も疎明も不要で削除されることになる。
- ・ 即時削除を義務とすると、表現の自由やフェアユースとの関係でも問題があり得る。米国では削除要請前に権利者がフェアユースを考慮する義務ありとした判決も存在。
- ・ プロバイダ法の規律対象のうち、問題となっているものが把握できないとなると、対応がたてにくいのではないか。対象として個人も含むとすると、難しい議論になる。

○発信者情報の開示について

- ・ 発信者情報の開示に当たっては本来裁判所の関与が必要。プロバイダが判断して開示することはリスクを伴う行為であり、開示を容易にすると更にリスクが高まるのではないか。
- ・ 現行の制度は、手続が重く時間がかかる。仮処分もあるが、基本的には本訴訟となっており、開示までに数ヶ月かかる。権利保護との関係で問題。
- ・ 現行の制度では、開示にあたり、プロバイダに判断リスクを負わせている。
- ・ プロバイダ責任制限法策定時の議論として、裁判手続に時間がかかり問題なため、裁判所で簡易迅速に処理するべきという議論があった。しかし、裁判所の負担を考慮し、裁判外で開示の基準を作成すべきとなった。
- ・ 発信者の意見を聞くことなく、権利者と裁判所のみで開示の判断を行うことは難しいのではないか。
- ・ 開示がないと警告すら不可能。特にP2Pの場合には、プロバイダが介在しないので、権利者が発信者に通知する仕組みが必要。
- ・ 求められる要件は、権利侵害の明白性よりも、真摯な権利行使の意思ではないか。本来、権利侵害よりも「裁判を受ける権利」対「プライバシー」という構図であるべき。
- ・ IPアドレスの開示と個人情報の開示を区別すべきであり、前者について簡易迅速な開示が必要。
- ・ 個人情報の該否は精査が必要。通信の秘密に関し、著作権侵害以外の事例との整合性も考える必要。
- ・ 米国の簡易な制度でもP2Pは対象外。匿名訴訟を提起してその中で開示を受ける制度は、日本法では難しいのではないか。

以上